

沼生環第 104 号の 2

令和 2 年 6 月 4 日

静岡県知事 川勝 平太 様

沼津市長 頼重 秀一



「沼津風力発電所（仮称）計画段階環境配慮書」に関する意見について（回答）

令和 2 年 5 月 7 日付け環生第 51 号により照会のあった標記の件について、静岡県環境影響評価条例第 37 条の 2 第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり環境保全の見地からの意見を提出します。



沼津風力発電所（仮称）計画段階環境配慮書に関する意見書

I 総括的事項

1 はじめに

本事業は、沼津市西浦（江梨）地区、戸田（井田）地区にまたがる真城山周辺において、4,200kw程度の風力発電機を区域内に10基程度設置し、総出力最大4万2,000kwを発電する発電所を建設する陸上風力発電事業である。

伊豆半島は、その一部が富士箱根伊豆国立公園に指定されており、ユネスコ世界ジオパーク認定を受けるなど、国内でも有数の希少かつ豊かな自然環境を有する半島である。また、伊豆半島は本州で唯一フィリピン海プレートの上に位置し、半島の形成はその他の地域とは全く異なる経緯を持つことなど、世界的にも非常に特異な地理的歴史を有する。

半島の付け根に位置する本市は、日本一深い海溝を持つ駿河湾と日本一高い富士山を一体的に眺望することができ、海岸線には多くの観光資源を有している。本事業想定区域である西浦地区においては寿太郎みかんの栽培、戸田地区においてはタカアシガニの水揚げなど、様々な希少価値のある産業が盛んであり、本市にとって、真城山や金冠山、達磨山及びその稜線をはじめとする伊豆半島の山々と、そこに面する駿河湾や多くの河川は、市民の生活に深く密接なかかわりを持つものである。

よって、本事業の実施により、市民の財産である自然環境や市民の生活環境に重大な影響を及ぼすことがあってはならない。

このようなことから、本事業の実施にあつては、事業想定区域の設定が、伊豆半島の地形と市民生活へ重大な影響を及ぼす恐れがあると認められるため、市民や関係事業者等に対し、事業内容の説明や周知を十分に行い、理解が得られるように努め、地域住民への生活環境の影響を回避又は低減し、環境保全等に対し必要な措置を講ずるよう、十分に配慮する必要がある。

2 区域の設定

事業想定区域の設定、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の配置、構造、規模等（以下「配置等」という。）の計画には、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させ

ること。また、配置等の検討の経緯及び内容については、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)以降の図書に適切に記載すること。

3 市民等への十分な説明及び合意形成

環境影響評価手続の段階から、事業計画及び事業が環境に及ぼす影響について、市民、土地所有者、土地の利用者や関係団体等に対し、積極的に情報提供を行うとともに、丁寧な説明を行い、合意形成を図ること。

また、市民等への十分な説明にあつては、自治会を通じた説明に終始せず、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置を踏まえながらも、丁寧かつ明瞭な説明を実施するとともに、個別具体的な方法等により、事業の存在を積極的に周知し、合意形成を図ること。

II 個別事項

1 騒音、超低周波音及び風車の影等

風力発電設備等の存在及び稼働により、事業想定区域及びその周囲に存在する住宅や学校、福祉施設等、配慮が特に必要な施設への騒音、振動、超低周波音及び風車の影による影響が懸念されるため、当該施設に及ぼす影響について調査、予測及び評価を実施すること。

また、周辺地形や風力発電設備等の配置等を考慮し、可能な限り正確な予測計算を行い、定量的な評価を行うこと。

併せて、風車の影等により生じる日当りの問題等が、農作物に影響を与えることのないよう、環境影響評価項目にとらわれず積極的に調査、予測及び評価を行うこと。

2 河川への影響

土地の改変を伴う工事により濁水の発生が懸念されるため、排水される溪流や河川における簡易水道水源、河川、水生生物及び生態系に及ぼす影響について調査、予測及び評価を実施すること。

また、近年各地で想定外の豪雨等が発生し甚大な自然災害を引き起こしていることから、治水や土砂災害等への安全対策については、十分な調査、予

測及び評価を実施すること。

併せて、事業想定区域は、西浦・戸田地域の多くの河川流域（県・市管理河川）に跨っているため、計画に際しては河川への影響や雨水の流出抑制を十分考慮するとともに、土砂災害などを誘発しない対策を講じるなど、十分検討すること。

3 水資源（森林を含む）

森林の伐採を伴う工事により、森林における水源涵養の機能低下が懸念されるため、河川の水量及び地下水の水位に及ぼす影響について調査、予測及び評価を実施すること。

また、事業想定区域周辺においては、市有林造林事業（皆伐）等があり、皆伐と本事業実施による伐採等が近隣区域内で実施されることにより、雨水等の保水力が減衰する恐れがあることから、風力発電設備等の配置等の検討において十分な配慮をすること。

4 地形、地質及び地盤

事業想定区域及びその周囲は、火山性の脆弱な地質が分布しており、一部には急峻な地形も見られることから、資機材の搬入・搬出路の工事や本体工事の実施に伴う土地の改変により、土砂の流出や土地の浸食の助長等が懸念される。事業想定区域における土地の安定性に及ぼす影響について環境影響評価項目に加えた上で調査、予測及び評価を実施すること。

また、伊豆半島の地質には重要な地質が多く存在することから、調査する文献を増やすとともに、地域に精通した専門家に意見を求めた上で、重要な地形や地質への影響の回避を検討すること。

特に、伊豆半島ジオパークについては、ジオパークの認定等の更新への影響を含め、事前に関係者と十分に協議すること。

5 動物

(1) 昆虫類及び陸産貝類

森林の伐採や土地の改変を伴う工事による動物の食草の生育環境、日照条件等の変化が懸念されるため、希少な昆虫類及び陸産貝類の生息環境に

及ぼす影響について、専門家に意見を求めた上で、調査、予測及び評価を実施すること。

(2) 魚類等

事業想定区域が複数の河川に跨るため、工事の施工に伴って、河川から海に流入する水の濁りや排水等により、河川流域下にある水産業への影響や、魚類等への影響について、調査、予測及び評価を環境影響評価項目に加えた上で行うこと。

(3) 鳥類

風力発電設備の設置に伴う鳥類及びコウモリの衝突（バードストライク及びバットストライク）が懸念されることから、回避が可能なように調査、予測を行った上で配置を検討すること。

6 植物

事業想定区域内における植物の植生や群生については、希少な種が多数含まれていることから、環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会が発行する「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」に準じ、伊豆半島の地域特性を把握するため、広域的な視点による調査範囲の設定を実施し、調査、予測及び評価を実施すること。

7 景観

(1) 調査、予測及び評価について

景観資源の改変は沼津市景観計画における景観の保全の阻害に繋がると考えられるため、影響の予測及び回避策を検討すること。

垂直視角は「景観対策ガイドライン（案）」における鉄塔の見え方を参考としているが、風力発電機はブレードが三方向に延び、かつ、回旋することから、鉄塔よりも視認度が高いと考えられるため、垂直視角1度以上で視認される可能性のある範囲外においても主要な眺望点（香貫山、千本浜海岸、NEOPASA駿河湾沼津(上下)など）を抽出し、影響を予測すること。

また、配慮書において、景観資源の改変面積を小さくすることで重大な環境影響は回避又は低減可能としているが、景観との関係性及び想定している重大な環境影響を示すとともに、回避又は低減に関する調査、予測及

び評価を実施すること。

「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」において、「風力発電施設が主眺望方向に介在する場合」と「風力発電施設が主眺望方向に介在しない場合」とで垂直視角を指標とした眺望への支障の程度の判断が異なっているため、このことを考慮して主要な眺望景観の変化の程度を予測すること。

(2) その他

本事業は、沼津市景観計画における「富士山の眺望景観の活用」「遠景を構成する山並み景観の保全」をはじめとする様々な景観形成を阻害するものであると考えられるとともに、本市の観光やフィルムコミッションなどにも大きな影響を及ぼすと考えられることから、これらの点について具体的な対策についても検討すること。

主要な眺望点に、「沼津御用邸記念公園」「定期船：沼津港～大瀬」を追加すること。

内浦・西浦地区の海岸はリアス海岸で入り組んだ地形となっており、少し地点をずらすだけで風力発電機の見え方が変わると考えられる。よって、県道沼津土肥線各所からの見え方を考慮した調査、予測及び評価を実施すること。

8 人と自然との触れ合いの活動の場

事業想定区域付近を源流とする河川や溪流は海水浴場付近に流下している。また、井田地域及び大瀬崎周辺にはダイビングスポット等が存在する。

土地の改変を伴う工事による濁水が海域まで流出することで、海水浴場の水質やダイビングスポットの水質、視認性等へ影響を及ぼすおそれがあるため、濁水が海水浴場やダイビングスポット等に及ぼす影響について調査、予測及び評価を実施すること。

併せて、事業想定区域周辺には伊豆半島ジオパークのジオサイト・ジオポイント等が存在することから、それらへの影響について調査、予測及び評価を実施すること。

9 その他の環境影響

(1) 埋蔵文化財

事業想定区域内には現在のところ埋蔵文化財包蔵地は確認されていないものの、周辺では複数の埋蔵文化財包蔵地が存在しており、実際に地盤の改良等による掘削において、埋蔵文化財が新規に発見される可能性も否定できない。

よって、地下掘削については、市教育委員会と協議し、事前に埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査を行うこと。試掘調査の結果、埋蔵文化財が新たに確認された場合は、文化財保護法を遵守し、工事計画について市教育委員会と協議を行い、必要に応じた対応をすること。

(2) 電波干渉

事業想定区域に隣接した箇所に、地域デジタル防災無線真城山中継所、同報系防災行政無線簡易中継所及び消防救急無線真城山基地局があるため、これらへの影響について調査、予測及び評価を実施すること。

また、総務省及び海上保安庁が所管する各無線等中継所等が存在することから、それらについては関係省庁への事前協議を十分に行うこと。

(3) 災害対策

近年、全国各地で大規模な風水害が発生していることから、事業想定区域においても、想定を超える豪雨や暴風により、風力発電設備の倒壊等、極めて危険な事態が起こることが懸念されるため、豪雨等の自然災害に対する安全対策については、専門家に意見を求めるなど十分な調査、予測を行うこと。

併せて、脆弱な土地における風力発電設備等の設置にあたっては、南海トラフ地震により、本市が最大震度6強の揺れが想定されていることを踏まえ、倒壊等の危険性を踏まえたうえで、適正な配置等にかかる調査、予測及び評価を実施すること。